

波田体育協会
マイクロバス使用運行規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、波田体育協会（波田体育協会加盟団体の共同所有）が所有するマイクロバス（以下バスという。）の運行に関する基本的な事項について規定する。

(使用の限定)

第2条 バスの使用は、当協会の事業、当協会加盟団体の事業に供する場合（青少年の健全育成に関する活動に供する場合を最優先にする。）に限定する。

(管理組織)

第3条 波田体育協会規約第18条の規定により、バスの安全管理を行う管理委員会を設置する。

- 2 管理委員会の名称を波田レインボークラブ（以下管理委員会という。）と称する。
- 3 管理委員会に次の各号に規定する役員を置き、安全教育等を必要に応じ運転登録者等に行い、指導するとともに、常にバスの運行状況を把握し、定期的な検査等を実施し、事故防止に努めなければならない。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 波田体育協会監事
- (5) 日程調整係 若干名

- 4 役員の任務について、委員長は管理委員会全体の管理、副委員長は使用日程の管理、会計は維持管理費の管理、監事は会計の監査、及び日程調整係は使用日程の調整を行う。

(バスの所有及び保管場所)

第4条 バスの所有者は波田体育協会会長 北野康隆とする。管理者は波田レインボークラブとする。

- 2 保管場所は、長野県松本市波田10143-2 松葉健児敷地内に置く。

(運転者の限定)

第5条 バスを運行できる者は、運転資格を有する利用団体の関係者及び管理委員会が認めた者とする。

- 2 運転者は、事前に所定の登録申請書（様式1）により登録をしなければならない。

(安全運転の厳守)

第6条 運転者は常に交通法規を遵守し、道路事情に留意して安全運転をしなければならない。

第2章 使用基準

(使用申込)

第7条 バスの使用を希望する者は、所定の使用申込書(様式2)に必要な事項を記入し、波田レインボークラブあてに申し込むものとする。

2 使用の申込受付は、青少年の健全育成活動に供する場合、使用回数5回までを優先し3月末日までに調整する。

3 それ以外は、使用する月の2ヶ月前の月末までに受付をし、調整をする。

4 それ以降の受付は、調整が終了した月内で使用予定が無ければ常時受け付ける。

5 使用日程は、管理委員会で調整し、使用日が重なった場合の順位は、当事者間の調整を基本として、使用回数の少ないもの、遠方遠征(中信地区以外)等、特殊事情も考慮する。

(使用の承認)

第8条 バスの使用を承認したときは、使用許可書(様式2)を使用者に交付する。

(使用者及び運転者の義務)

第9条 使用者及び運転者は、安全な運転を行うとともに、使用運行規程及び許可内容を厳守しなければならない。

(損害保険等の加入義務)

第10条 バスの使用者は、使用者の責任において、損害保険等に加入しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、運転中に生じた交通事故、災害等により損害賠償等を求められたときは、次の各号に規定するもののほかは、使用者の責任において賠償又は、負担しなければならない。

(1) 安全運転を厳守した上での事故で、使用者の過失による責任が極めて低いもの。

(2) バス所有者がかける自動車保険で賠償できる範囲のもの。

(3) 使用許可を出した団体による運行中の事故及び災害。

2 加入している損害賠償及び自動車保険以外の賠償保険等を体協、管理委員会及びバス所有者に請求しないものとする。

3 使用中又は、使用予定時に故障等によりバスが使用できない場合であっても、使用者は管理委員会及び所有者に賠償又は、いかなる代償を求めることは出来ない。

(事故の報告及び処理)

第 12 条 使用者は、運行中の事故について、その大小をとわず管理委員会に報告するとともに、警察官立会のもと事故証明を取らなければならない。

(原状復帰)

第 13 条 バスの使用後は、燃料を補給し、清掃を行い返納しなければならない。

(運行経費の負担)

第 14 条 使用者は、バスの維持管理等に要する経費を負担しなければならない。

2 運行負担金は、青少年の健全育成を目的にした団体とその他の団体に区別し、管理委員会が別にこれを定める。

(点検及び運行報告)

第 15 条 使用者は、バスの運行にあたって事前に車両の状況を点検確認するとともに、返納時に所定の運行報告書(様式 3)を提出しなければならない。

第 3 章 雑則

(規定外の処理)

第 16 条 この規程の施行について、必要な事項は管理委員会が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(様式3)

マイクロバス事故報告書

平成 年 月 日

波田レインボークラブ 様

団体名
代表者氏名
連絡先

下記のとおり、事故報告を行います。

日 時	平成 年 月 日 時 分頃		
場 所			
運転手氏名			
事故の状況			
事故の内容	人身		処置
	物損		処置
	車両		処置
取扱警察署	警察 課 交番		
その他			

*事故報告は、速やかに行い、図面を添付すること。

運行経費の負担額

波田体育協会マイクロバス使用運行規程第14条2項について、下記のとおり定める。

記

区分	分担金(年額)	1日
青少年育成団体 (分担金あり)	30,000円	5,000円
青少年育成団体 (分担金なし)	なし	10,000円
その他の団体	なし	20,000円

(様式1)

運転者登録申請書

幣制 年 月 日

波田レインボークラブ 様

波田レインボークラブの管理をしているマイクロバス運行に必要な運転者登録を下記のとおり申請します。

記

所属団体名		氏 名	
住 所		生年月日	
免許証のコピー添付欄		備 考	

所属団体名		氏 名	
住 所		生年月日	
免許証のコピー添付欄		備 考	

※運転する人を、予定者を含め全員の登録が必要です。登録・許可されていない者が運転していた場合保険金等が支払われない場合があります。

(様式2)

マイクロバス使用申込書

波田レインボークラブ 様

平成 年 月 日

団体名
代表者住所
代表者氏名
電話番号

印

貴クラブのマイクロバス運行規程により、下記のとおり使用したいので申し込みます。

記

使用責任者		住所	
使用目的			
使用期間	自： 年 月 日 時 分 至： 年 月 日 時 分 期間 日 時間	人員	
経路	出発地 経過地 目的地	宿泊先 名称 住所 電話	
運転者氏名			
特記事項 運行中の責任者等の携帯番号等	携帯電話番号		

使用許可書

上記申込書のとおり使用を許可します。 使用運行規程を厳守してください。	
平成 年 月 日	波田レインボークラブ 印

マイクロバスホームページで予約状況が確認できます。

<http://sites.google.com/site/hatarainbow/>